

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和6年度

受付 番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
1	R6.5.8	【ウエルカムコーヒーの復活について】 以前はウエルカムコーヒーがあって、光市議会モニターだけでなく、市議会に関心を持って傍聴に来てくれた市民への「おもてなし」を意識した「開かれた議会運営」の象徴のひとつと見ており、ウエルカムコーヒーが無くなっていることは残念に感じました。 コロナ禍は治まっています。 光市議会に関心を持って傍聴に来てくれる市民に対する「おもてなし」の復活をお願いします。	湯茶の提供に関しては、昨年、議会運営委員会において協議・検討を行い、費用、管理等の面や近隣市議会の状況等から、議員も含め湯茶を提供しないこととなりましたので、ご理解ください。	議会運営委員会
2	R6.5.8	【市議会ホームページ(傍聴のご案内)について】 新型コロナウイルス感染症が、令和元年(2019年)に流行が始まり、光市では令和4年(2022年)2月に山口県からクラスター(集団感染)認定され、令和5年(2023年)5月8日から「5類感染症」に移行され、現在はほぼ通常生活に戻っています。 市議会HP「傍聴のご案内」の参考に掲示されている「傍聴者数の推移グラフ」を見ると、光市議会モニターが発足した令和元年(2019年)5月から定例会の傍聴者数が増加し、コロナ禍も感染対策を図り傍聴者数の落ち込み無く、女性も市議会に関心を持って傍聴する雰囲気が醸し出されていることが見て取れます。 残念なのは、令和5年以降の情報が開示されていません。 どれぐらいの人が傍聴に行っているのかを知ると行動に移しやすいので「傍聴者数の推移グラフ」のアップデートをして公開を続けて頂きたい。 加えて、時系列の横軸が長くなり、現状のpdf書式では横幅が縮小されて見辛くなっています。そこで、以下の改良を提案します。 ① 定例会の傍聴者数のみ公開(臨時会は割愛) ② 女性の傍聴が分かり易いように、棒グラフで女性を下側に移動、凡例の「女」→「女性」に訂正 ③ jpg画像データで公開	令和5年の傍聴者数の情報については、できるだけ早く公開します。 また、ホームページのレイアウトについては、ご指摘のあった件を考慮しつつ、改善を検討します。	広報広聴特別委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和6年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
3	R6.5.8	【光市議会モニターからの意見・提言の閲覧について】 議員の皆様は「自分達の仕事が市民からどの様に見られているかを意識して頂く」ために、タイムリーにモニター提言書を目にする仕掛けを検討願います。 ① モニターから提言書を受領したら、手違いで受領ミスを見逃さないために、事務局からモニターに受領した旨を連絡する。 ② 事務局は、速やかに広報広聴特別委員会委員長(不在時は副委員長)に受け渡す。 ③ 広報広聴特別委員会委員長は、提言のポイントが分かり易い様にマーカーを塗るなどを行って、議員、職員、提出者以外のモニター、議会を傍聴に来た一般市民、執行部などの目に触れやすい場所に掲示して閲覧する。(閲覧期間は、回答を議会HPに載るまで) ④ これらを1週間以内に行う。	提出された意見提言書は、提出者への受領確認の連絡(メール等)の後、光市議会モニター設置要綱第11条第1項の規定に基づき、議長から関係する委員会等に当該提言書等を送付し、当該委員会等の会議において検討することとします。 検討結果の公表等については、同要綱第11条第2項の規定に基づき、原則として当該提言等を提出した市議会モニターに通知するとともに、ホームページなどで公表することとしております。 また、提言の趣旨を踏まえ、広報広聴特別委員会に所属しない議員も提出された意見提言書の内容が確認できるよう閲覧用の冊子を議会事務局に配置することといたします。 なお、提言内容により検討期間等も異なることから、一律の処理期間を設けることは困難です。	広報広聴特別委員会
4	R6.5.11	【光市議会基本条例検証結果について】 令和元年(2019年)12月に提出していた「議会基本条例の評価について」の意見提言への再検討が為されていることを市議会HPで確認しました。 ○評価基準の見直し並びにHPの再整理と改善を「光市議会基本条例について」のサイトで確認しました。当時の、「レーダーチャートなどを使い視覚的に判りやすくしていただきたい」の提言が未だ実現されていませんが、議員さん全員が課題認識を共有して本気で議会改革を推進するためのドライビングフォースになるよう、再度検討願います。 その際に、少数意見を反映できる方式(加重平均処理)での評価をお勧めします。こちらの方が機械的に評価できますので業務効率化も同時に図れるはずで。意見提言への再検討にて、「第3者評価については日々の取り組みの中で議会モニターの意見などを参考にさせていただいています」とされていますが、5月8日の研修会での古参モニターからの「提言書を提出しても議員は読んでくれない」とのショッキングな発言の背景を払拭するためにも、バックデータを含む意見提言書の原本を再提出しますので、広報広聴のベースである「聞く力」を意識して再度検討願います。	当該条例に係る検証については、これまでの検証してきた方式で特に不具合があるとは考えておらず、また各項目(条文)の内容や表記が一樣ではないため、レーダーチャート等は馴染まないと考えております。 なお、少数意見を反映する方式をご提案いただきましたが、各議員の意見が平等となるよう単純な集計で評価しており、意見等を自由記述欄に記載できることから、その意見等を各議員が見て重要と判断すれば、改善がなされるものと考えております。	議会運営委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和6年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
5	R6.5.15	【政務活動費の明確化について】 ○行政視察等の「費用対効果」を知りたいので、公共交通機関が無い等の理由により私用車を利用した場合のガソリン代についても、政務活動費への計上が会派によって異なっている状況を振り返り、「政務活動費運用に関する手引き」の運用統一による 政務活動費の明確化 をお願いしたい。 政務活動費運用に関する手引き(令和2年11月版)では「私用車の利用もできるものとする」とあるが、「私用車を使用する際の燃料代については(中略)出発前及び帰着後に燃料を満タンにした給油証明書(領収書)2枚と走行距離を報告すること」と規定している。「政務活動費に計上しなくても良い」又は「会派の判断に任せる」とは規定されていない。 ○議会HP「政務活動費」サイトの掲示(政務活動費の費目について、改定前の内容が目立つ形でホームページに掲載されており、当該内容が現行のものと誤解を招く恐れがある。)が誤解を招きやすいので、改善を提案します。	政務活動は公務以外の議員活動であり、活動費の運用においては、基本的には全ての経費について政務活動費として計上するかどうかは各会派の判断となります。(議会運営委員会) ホームページのレイアウトについては、ご指摘のあった件を考慮しつつ、改善を検討いたします。(広報広聴特別委員会)	議会運営委員会 広報広聴特別委員会
6	R6.5.13	【行政視察等について】 光市議会基本条例 第15条(政策討議)の中に「政策の立案及び提言を推進」の条文がありますが、令和6年3月15日に行った光市議会基本条例評価で【C:できていない(対応の検討が必要)】と位置付けられていることから、政策立案するための情報を得る手段のひとつの「行政視察や研修」がどのような成果を生んでいるのかを調べてみました。 ○「行政視察&研修」と「一般質問テーマ」の関連を調べたところ、各会派とも一般質問に繋げている様子については感心した一方で、行先から見て「費用対効果」が会派で異なる状況が感じられたのと、一覧表の対象外に行政視察に行かずとも同じテーマの一般質問が出来ているコストパフォーマンスが良い議員さんもいます。 ⇒ 効率的な情報収集(例えばICTを活用)による政策研究への取り組み をお考え願いたい。 ○行政視察報告書で「市政への反映」のコメントを心掛けている会派等が印象に残った一方で、「(単なる)所感」で終わっている会派等が多く見られることは残念に感じました。 政務活動費を有効に使うてもらえるように、「市政への反映」を意識した行政視察等の実施 と、その成果を一般質問や常任委員会等の政務活動の場でアピール して頂けることを要望します。	ご要望として受け止め、会派等を通じて全議員に周知いたします。	議会運営委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和6年度

受付 番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
7	R6.5.16	【光市の将来を考えた政策立案の取組について】 光市議会基本条例第15条に基づいて【光市の将来を考えた政策立案】に取り組んで頂きたい。 足元の重要課題のひとつに【人口減少や少子高齢化対策】がありますが、光市人口ビジョン(光市のHPで公開されている最新版～令和4年3月版)では危機感を煽るだけ で、効果的な政策が見当たらず人口減少に歯止めが掛かっていません。そのために政務活動の更なる充実を願います。	ご要望として受け止め、会派等を通じて全議員に周知いたします。	議会運営委員会
8	R6.5.17	【光市議会モニター制度の見直し提案について】 ○「光市議会モニターを制度発足当初2年間経験して3年振りに復帰して感じたこと」並びに「光市議会モニター制度の根拠となる条項に関する光市議会基本条例の検証結果」に基づいて 光市議会モニター制度見直しを提案 します。 ＜見直しの内容＞ ・公募・団体推薦共に、任期2年で再任できないものとする。 ・1年以上の期間をあけると、新規者と同様に応募又は推薦ができる。 ・市議会モニターの公募・団体推薦は毎年行い、前年度の経験者と新規者を混在させる。 ・議会に強い関心を持つ人が加わり易いように、定員を超えない限り応募は通年受付。 ・市議会モニター以外の人(光市在住や市内勤務に拘らない)でも、議会傍聴だけでなく意見提言書の提出もできる。 ・議員と市議会モニターとの意見交換会は、2つの常任委員会別に車座対話スタイルで6ヶ月毎(計年4回)に定期開催する。 ・議員(議長を含む)は、市議会モニターから個別の意見交換の申し入れがあれば柔軟に応じる。 ○市ホームページに「令和5年度市議会モニターとの意見交換会報告書」が掲載されていない。また、令和4年度の開催内容が、令和5年度の欄に誤って掲載されているので修正をお願いしたい。	市議会モニター制度のあり方については、今後も引き続き、検討してまいります。 また、ホームページに関するご指摘については、修正をいたしました。	広報広聴特別委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和6年度

受付 番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
9	R6.5.22	【公明正大な議会運営について】 令和5年8月23日・24日・26日・27日に開催された第12回市議会報告会及び意見交換会で市民から出された5件の指摘に対する回答(令和6年1月19日付け回答書p4)について、「光市議会議員政治倫理条例に係る手続きについては条例の規定どおりに処理されており、政治倫理審査会についても条例の規定どおりに処理されています」との議会運営委員会の回答には大いに疑問を持っています。 市民から出された5件の指摘の元となった事案では「光市議会議員政治倫理条例 第9条第3項の遵守が疑わしい」ことから、次の2点への対処をお願いしたい。 (1) 公正な再発防止対策に必須である「事案発生の根本原因調査結果の公開」 ※光市顧問弁護士の意見書と、パワハラに及ばざるを得なかった根本的な原因調査報告書 (2) 光市議会議員政治倫理条例 第9条第3項を遵守した「公明正大な議会運営」 ※本事案で光市顧問弁護士の意見書を無視した審査会の決議に疑問	ご提案に係る件は、政治倫理審査会での結論であることから、この件に関する改めでの対応はできかねます。また、光市議会は、原因の有無等にかかわらず、全てのハラスメントを認めることはできません。	議会運営委員会
10	R6.5.29	【公正中立な広報活動について】 「ひかり市議会だより 23号」3頁目の紙面を大きく割いた「大田議員に対してハラスメント行為を猛省し二度と繰り返さない事を求める決議案を全会一致で可決」の記事を見て驚かされました。 当該議員にはパワーハラスメント行為だと周りから指摘された点について猛省を願いたいですが、何故このような行為に及んだのかの説明なく、一方的に異常行動だけを広める手段を安直に取った「ひかり市議会だより」の所管委員会の行為の方が、モラルハラスメントに該当しかねない蛮行だと感じます。 一方的な立場だけで広報の権力を振りかざすことなく、報じた内容を世間がどう受け止めるかにも考えを巡らして「公正中立な広報活動」をお願いしたい。	ひかり市議会だよりへの決議の掲載については、市議会において決議を議決した事実を市議会だよりで報じているものです。	広報広聴特別委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和6年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
11	R6.5.29	【光市議会報告会について】 「ひかり市議会だより 23号」に、あいぱーく光で7月9日に開催される光市議会報告会が紹介されていましたが、各地域での開催予定を合わせて示して頂きたい。 高齢化で移動が不自由となり、光市議会報告会に関心を持ちながらも参加を諦める市民がいますので、前年と同様に移動可能圏内の各地域コミュニティセンターでも開催して頂きたい。 それが分かるように、公示する際には、今後の予定を示して頂きたい。 市民の市議会への関心に応える広報広聴活動をお願いします。	令和6年度における市議会報告会及び意見交換会は、協議の結果、7月9日に開催予定の1回のみといたしました。	広報広聴特別委員会
12	R6.5.30	【常任委員会の動画配信について】 ・ 議員のマスク着用がバラバラ(着用・アゴ掛け・非着用) ・ 議員全員の顔が見れるようにカメラアングルを正面撮影に統一 ・ 執行部の様子も見れるように、正面撮影のカメラアングルを可能な限り下向きにして欲しい ・ 「議事内容の表示」は良いが、一般質問の通告内容のように事前公開されると更に分かり易い ・ 「文字起こし機能」は補助的に見るのにある程度有効 ・ 令和6年3月6日(水)福祉建設経済委員会において、建設部関係分②だけ【音声のみ】になっていますが、何か意図があつてのことですか？	現在マスクの着用については個人の判断となるため、着用の統一はできません。また、マスクのアゴ掛けについては、各議員において考えていただく必要があると考えます。(議会運営委員会) カメラアングルについては、設置機器の仕様等の都合上、対応は困難です。なお、常任委員会の動画配信は現在、試行として実施しているものであり、その他のご意見については、今後の参考にさせていただきます。(広報広聴特別委員会)	議会運営委員会 広報広聴特別委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和6年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
13	R6.6.5	【市議会報告会で聴いた市民の声への取り組み】 ○光市にとって重要な政策課題のひとつに「人口減少対策」がありますが、第11回市議会報告会から4年を経て開催された第12回市議会報告会でも、市民から出された声に漠然とした回答に終始してきた結果、人口減少に歯止めが掛からず、令和6年3月末には4万8千人を割り込んでおり、光市にとって重要な政策課題への有効な取り組みが出来ていない事を、結果が示している。 ○令和6年3月15日に議員の皆さん自らが実施した「光市議会基本条例検証」において、第15条で規定されている「政策討議」について「政策討議は行っていない」、「一切行われていない現実を見つめ・・・」、「条例制定以来一度も具現化されていない」を漫然と認めており、重要な政策課題に市議会が一丸となって取り組む手段である「政策討議」を行わない無責任状態になっている。	ご意見として受け止め、会派等を通じて全議員に周知いたします。	議会運営委員会
14	R6.6.6	【政務活動費の使途について】 5年前の市議会報告会で聴いた市民の声に回答している「政務活動費の使途」に関して、未だに「市民の負託に応えられるように認識して取り組んだ結果」が確認できません。 ・光市議会が多用する「遠方の行政視察等」の必然性がどこにありますか？ ・遠方の「行政視察」の必然性が、政務活動費運用に関する手引き（令和2年11月版）の「5 政務活動費に係る原則」に叶っているのか、市民の多くが疑問に思っています。 ・市民の疑問に対し、以下の法令等を根拠に、「遠方の行政視察等」の必然性を実証するため、第三者による政務活動費の会計監査を実施し【透明性の確保】をお願いしたい。 ・光市議会は、市民への「政務活動費の公開」のスピード感が欠けているのでは？ ・光市議会では、資料は「購入」が主体になっている！？ ・光市議会の政務活動費【2万円/月・人】は適切でしょうか？	ご意見として受け止め、会派等を通じて全議員に周知いたします。	議会運営委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和6年度

受付 番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
15	R6.6.10	【光市議会モニター設置要綱の誠実な履行について】 ○「光市議会モニター設置要綱」第1条(目的)に明記されている「光市議会(以下「市議会」という)の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取」に沿った意見交換を議員に申し入れましたが、応じていただけませんでした。 要綱第10条において市議会モニターに定める業務に、「(4)市議会議員と意見交換を行うこと」と明記されており、本要綱の誠実な履行をお願いしたい。 ○また、本件について、応接室等の場所利用が出来ないとのことであり、条例や手引き等で明確な定めが無いのに、議会事務局が、市民に選ばれた議員の活動を制限する如き言動をされているのは事実ですか？これが事実だとすると、議会事務局は何を根拠に議員の活動制限が出来るのでしょうか？	市議会モニターの皆様との意見交換については、今後もその機会を充実するよう努めてまいります。 なお、議員の個人的な活動の議会の応接室等の使用は控えております。	広報広聴特別委員会
16	R6.6.10	【提出された文書等の黙殺事案 について】 光市議会モニター設置要綱(以下「要綱」という)第10条(職務)の(1)(2)号に基づいた文書(光市議会モニターからの意見・提言)を提出したところ、正当な理由無く、かつ、「提出者の承諾」または「提出者への通知」も為されず、提出者が気付かなければ文書が黙殺されていた事案が発生しています。 光市議会モニターからの意見・提言書に限らず、市民から提出された文書等が、特定の議員にとって都合の悪い事案でも、事実に基づいて発せられた市民の声を黙殺する事は避けて頂きたい。 要綱の中には「提出された文書を黙殺して良い」との社会通念から逸脱する行為を容認する条項は無い筈です。要綱第11条(提言等の取り扱い)の第1項を遵守して頂きたい！！ 正当な理由から市民より提出された文書等を取り下げる必要がある場合は、黙殺することなく、必ず「提出者の承諾」を経て「提出者への通知」を行って頂きたい。 本事案の経緯を明らかにして、「文書等の黙殺行為の再発防止」を周知徹底願います。	提出された意見提言書については、光市議会モニター設置要綱の規定に基づいて対応いたします。	広報広聴特別委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和6年度

受付番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
17	R6.6.12	【モニターからの意見提言の取り扱い】 議会が自ら定めた条例や要綱等が正しく運用されていない、また社会通念からの逸脱が見られるものもあり、これらを包含してコンプライアンス問題と思われる10事案が含まれています。 僅かな期間に多数のコンプライアンス問題が指摘された状況から、この先も更に指摘を繰り返す可能性があり、このまま放置すると、市民からの期待や信頼を失いかねない事を認識して頂きたい。 そこで光市議会モニター設置要綱(以下「要綱」という)の第11条第1項の運用に当たって、提出された意見提言を次の3つに振り分けて、綱の各条項に基づいて適切に取り扱うことを提案します。 ① 議会運営に関するものでコンプライアンス問題以外 ⇒ 従来通りの手順で検討して回答を公開 ② 議会運営におけるコンプライアンス問題として受け止めるべきもの ⇒ 意見提言の主旨を理解して効果的な対応が出来るように、関係する会議(議会運営委員会等)が、要綱第10条(4)号に基づいて意見提言書を提出したモニターより主旨説明を受けてから、検討に着手 ③ 要綱第1条に合致しない(議会運営以外) ⇒ 提出者に他の手続き(請願・陳情等)を案内	提出された意見提言書については、今後も光市議会モニター設置要綱の規定に基づいて対応いたします。 市議会モニター制度は請願や陳情等と仕組みが異なることから、意見提言書の提出者が委員会等の場で主旨説明などを行うことについては考えておりません。	広報広聴特別委員会
18	R6.6.14	【難聴者用レシーバーについて】 本会議傍聴の際に貸し出しを行っている「難聴者用レシーバー」について、以下の改善をお願いしたい。 ・貸出し前の消毒を行っていない ・イヤープッドが付属していなかったため、長時間使用すると、少し耳の当たり具合が気になった ・時々ノイズが入って聞こえ辛い(断続的に使用時間の5分の1くらい)	市議会が貸出しを行っている難聴者用レシーバーの管理については事務局で行っており、ご提言前に直接事務局に指摘があったことから、現在は消毒を行っております。本会議場の会議システム全体も更新時期となっており、予算を伴う事柄については、今後検討が必要と考えます。	議会運営委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和6年度

受付 番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
19	R6.6.20	【一般質問の通告内容の市民への伝わり易さの工夫 について】 市議会HP並びに本会議場傍聴席入口で配布されている「一般質問の通告内容」の資料について、市民への伝わり易さの工夫をお願いしたい。 本会議場での傍聴やテレビ視聴にて、一言一句を聞き逃さないようにすれば質問のポイントを理解出来るかも知れませんが、配布された資料をただでは質問のポイントを把握することが困難で、質疑応答後に「執行部との課題共有または方針決定などが出来たことは何だったのか？」を振り返り難く、一般質問の場で政務活動成果を十分にアピール出来ない議員がいるのは残念なことです。 配布される資料の理想は「質問によって明確にしたい項目のチェックリスト」ですが、質問概要の大項目・中項目に留めず、「執行部との課題共有または方針決定などが出来たこと」が分かり易いように、出来るだけ【ア～の小項目】を配布資料に書き加えて頂ければと思います。 光市議会に期待と信頼を寄せる市民に対して、政務活動成果をより効果的にアピール出来るように、ひと工夫を加えて下さる議員さんが増えることを望みます。	ご意見として受け止め、会派等を通じて全議員に周知いたします。	議会運営委員会
20	R6.6.27	【5～6月に提出した19件の意見提言の集約について】 今年度提出した計19件の意見提言に込めた5つのメッセージは以下のとおりです。 1. 市民のための開かれた市議会を持続 2. 市議会自らが決めたルールを遵守 3. 市民の声に向き合う 4. 常に市民から見られていることを意識 5. 光市の将来を考えた仕事 個々の意見提言に回答をすることだけを目的とせず、光市議会に向けられている市民の視線をつかんで、「光市の発展と市民の生活を向上するために市民から選ばれた期待と信頼に応える」ことを目的に置いた議会運営に邁進して頂けることを期待します。	ご意見として受け止め、会派等を通じて全議員に周知いたします。(議会運営委員会) 今後とも様々な広報広聴活動等を通じて、市民の皆様に分かりやすく開かれた議会を目指してまいります。(広報広聴特別委員会)	議会運営委員会 広報広聴特別委員会

市議会モニターからの意見・提言に対する検討結果

令和6年度

受付 番号	受付日	意見・提言内容	回答 (検討結果)	所管委員会
21	R6.7.26	【第13回市議会報告会及び意見交換会について】 市議会報告会の参加者数が、H24年/350人→H25年/150人→H26年/91人→H29年/41人→今回R6年/10人と出席者が減少の一途を辿っています。 特に、今回は「40歳代以下の若い人の参加ゼロ」、「女性の参加ゼロ」に市民の市議会離れが顕著に表れ始めており、職場などで耳にした報告会に参加しなかった若年層や女性の声からも同様の市議会離れの兆しが垣間見えます。 なぜこのような市議会離れに向っているのか、複数の人から聴いた意見を集約すると以下の様になります。改めるべき点が有ることに気付いて頂けませんでしょうか？ ・市民の事情にはお構いなく、イベント(報告会)を催した実績カウントだけを目的に置いている。 ・これまでの市議会報告会から、市民の声を(門の中に耳を閉ざして)聞く姿勢を見せるだけで、市議会が一丸となって取り組む姿勢が見えないことに市民は失望している。 ・議会モニターとの意見交換すら拒み、市民の声を真剣に聴こうとしない姿勢を市民は見ている。	市議会報告会及び意見交換会については、市民の皆様からのご意見をしっかり受け止め、このたびの状況も踏まえたくて、より多くの方にご参加いただけるよう、開催方法や内容について工夫していきたいと思います。	広報広聴特別委員会